



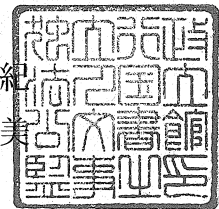
平成27年6月15日

独立行政法人国立公文書館
館長 加藤 丈夫 殿

独立行政法人国立公文書館

監事 佐藤 正 紀

野口 真有美



平成26年事業年度の監査報告について（通知）

標記について、監事監査規程（平成13年規程第17号）第8条第1項により、別添
のとおり通知します。

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、館長、理事、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

具体的には、館の業務の適正かつ効率的な運営及び会計の適正な処理等を確保するため、年間を通して会計関係書類の検査や業務担当者へのヒアリング等により監査を実施した。また、平成 26 年 10 月から 11 月にかけて定期監査として、業務担当者へのヒアリング並びに本館及びつくば分館での実地監査において業務、財産の状況等を調査した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、必要に応じて経理担当者に説明を求めた。

以上の方法に基づき、館の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 館の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 3 平成 26 事業年度の財務諸表等は、監査の結果、適正であると認められる。
- 4 事業報告書は、法令等に従い、館の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特になし

平成 27 年 6 月 15 日

独立行政法人 国立公文書館

監事

佐藤正

監事

野口真有美

